

東電刑事裁判 弁論再開と事実取り調べ請求の要請 (最高裁判決及び東電株主代表訴訟判決を受けて)

2022年7月30日(土)13時30分@郡山

弁護士 大河陽子

2022年6月17日 最高裁判決 (避難者訴訟)

- ・避難者の方々が国の責任を問う訴訟
- ・3対1で国の責任を認めなかった。

- ・**多数意見の問題点**

原判決で適法に確定した事実認定からの逸脱
防潮堤等の設置を対策の基本として多重防護
を否定した誤り

明治三陸計算結果についての認識の誤り

東側の防潮堤の要否を曖昧にした誤り

- ・**多数意見は、長期評価の信頼性を前提にしている。**

- ・**三浦裁判官の反対意見こそが真の最高裁判決**

三浦裁判官の反対意見のポイント

- ①法令の趣旨、目的を正しく認定
- ②技術基準についての正確な解釈
- ③長期評価の信頼性を事実経過に基づき正確に認定
- ④多数意見のいう南東側だけでなく、東側からも遡上する可能性を想定することは当然である
- ⑤防潮堤以外に水密化等の多重的防護が必要である
- ⑥法令の解釈もせずに、さらには国や東電の不作为や懈怠による認識の不十分さを何ら批判することなく前提にした多数意見を痛烈に批判
- ⑦非常用電源設備が浸水により機能を喪失する可能性に着目すべきであって、多数意見のいう規模の違いの強調に意味はない
- ⑧防潮堤が完成するまでの間、水密化等を講じる必要があった



(東電株主代表訴訟ブログ)

2022年7月13日 東電株主代表訴訟 原告勝訴判決

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

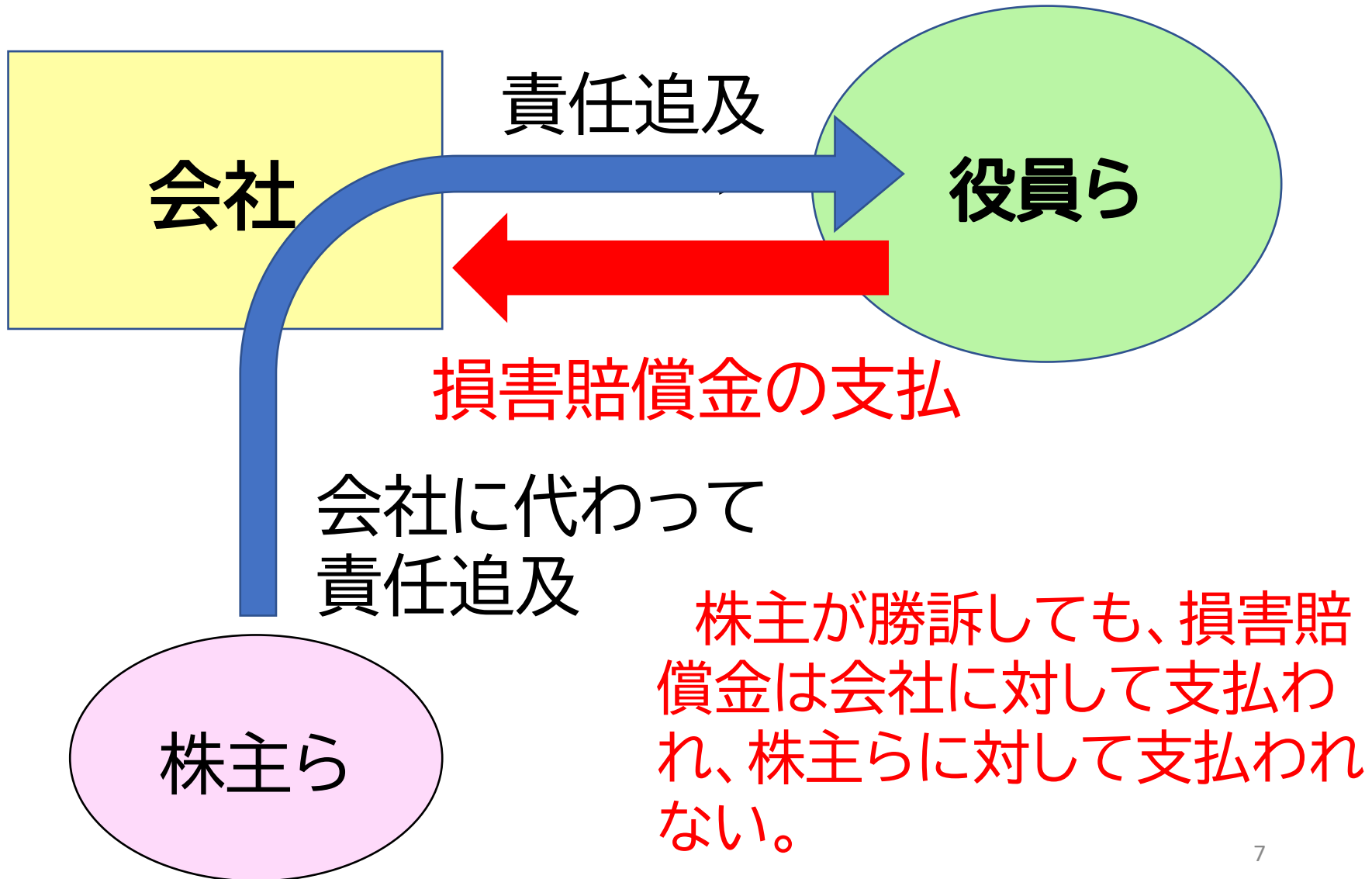
- 1 被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤は、東京電力に対し、連帯して、13兆3210億円及びこれに対する平成29年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 本件原告らの被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に対するその余の請求並びに被告小森に対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、本件原告らに生じた費用の55分の26と被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じた費用の22分の13を被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤の連帯負担とし、本件原告ら、被告勝俣、被告清水、被告武黒及び被告武藤に生じたその余の費用と被告小森に生じた費用を本件原告らの負担とし、補助参加の費用は、これを22分し、その13を東京電力の、その余を本件原告らの負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

13兆3210億円の内訳

	原告の請求	判決
①廃炉・汚染水対策費用	東電改革提言によると8兆円 2020年度第4四半期までに約1兆5645億円を支出(東電主張を引用) (東電が2021年度第2四半期までに約1兆6150億円を支出と主張。)	1兆6150億円
②被災者に対する損害賠償費用	東電改革提言によると約8兆円 令和3年9月末時点で7兆0834億円の賠償金支払いの合意	7兆0834億円
③除染・中間貯蔵対策費用	東電会改革提言によると6兆円 環境省が平成31年度までに要する累計金額は、4兆6226億円	4兆6226億円
合計額	22兆円	13兆3210億円

株主代表訴訟とは

(会社法847条3項)



任務懈怠による損害賠償責任 (会社法423条)

(役員等の株式会社に対する損害賠償責任)

第四百二十三条 **取締役**、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人(以下この章において「役員等」という。)は、**その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。**

任務懈怠責任の判断枠組み

1(1) 原発事故の被害の甚大性

→原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務がある

(2) 法令の定め

→原子炉施設を設置する者において、原子炉施設の安全性を確保すべき一次的責任を負うことを前提とするものであることは明らか

(3) そうすると、会社は、津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずべき義務を負う。

取締役は、会社が上記措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負う。

2 過酷事故が生じた場合には、原賠法により無過失責任を負う原子力事業者は、莫大な賠償責任等を負い、その存続の危機に陥るから、それを避けるために、必要な措置を講ずるよう指示等すべき善管注意義務を負う。

任務懈怠責任の判断枠組み

3（上記1、2によれば、）「**原子力事業者である東京電力の取締役であった被告らが、最新の科学的、専門技術的知見に基づく予見対象津波により福島第一原発の安全性が損なわれ、これにより周辺環境に放射性物質が大量放出される過酷事故が発生するおそれがあることを認識し、又は認識し得た場合において、当該予見対象津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかったと評価できるときには、当該不作為が会社に向けられた具体的な法令の違反に該当するか否かを問うまでもなく、東京電力に対し、取締役としての善管注意義務に違反する任務懈怠があったものと認められるということになる。**」（判決文86頁）

→これを判断するために必要な争点が後述のもの

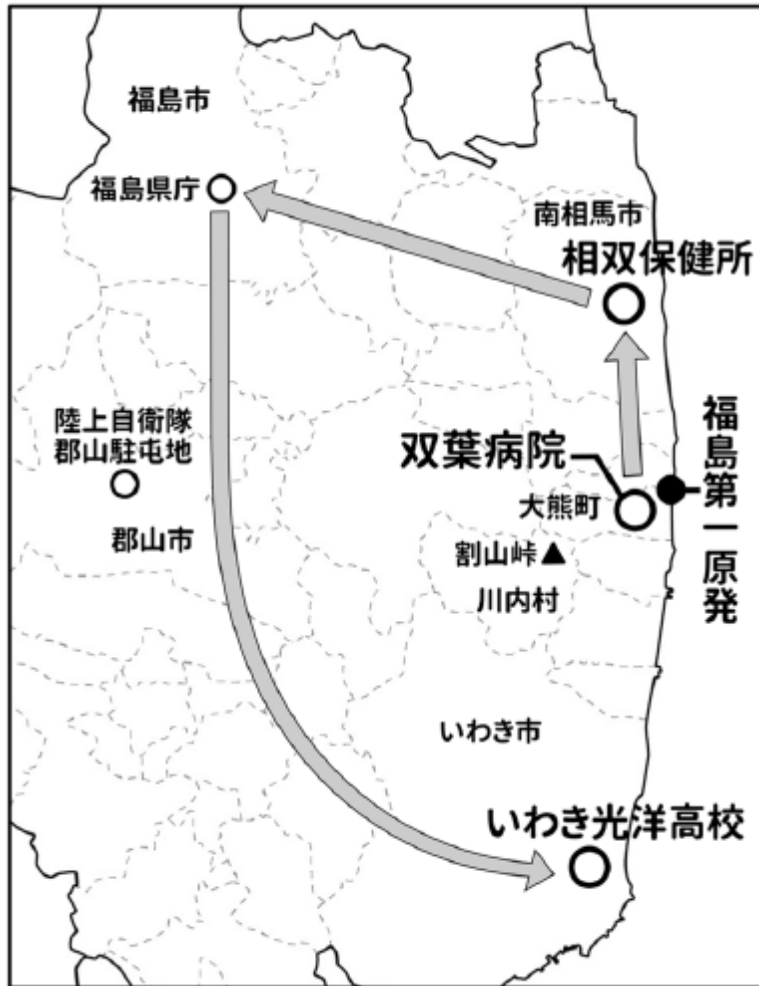
任務懈怠責任の判断枠組み

原発事故の被害の甚大性(上記1(2))に関する部分

「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が国そのものの崩壊にもつながりかねないものであるから、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいうをまたない(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第二小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)。」(判決文84頁)

双葉病院からの避難

刑事事件で取り調べられた証拠(双葉病院関係者、自衛隊員等の供述調書)、尋問調書を東電株主代表訴訟に取り寄せることができ、証拠提出できた。



国立病院機構災害医療センター 近藤久禎
「東京電力福島第一原発事故対応 におけるDMATの活動」

自衛隊員の供述調書

「線量計の音が鳴る間隔がどんどん短くなってきて、まるで、**放射線の塊が近づいてくるような感覚**」

「随行していた若い医官も『**もうだめだ、逃げろ**』などと叫び始めました。」

福島第一原発への往復で被害を目の当たりに



2021年10月29日 現地進行協議当日 @JR常磐線大野駅
裁判官ら、原告ら代理人、被告ら、補助参加人代理人

(写真提供:福島原発刑事訴訟支援団)



大野駅から本件原発へ向かうバス車窓の風景（原告ら代理人撮影）。
人通りはなく、民家などの建物は荒廃して雑草が生い茂り、道を行き交う
のは工事車両のみという状況であった。

(甲1019)

平成24年（ワ）第6274号

損害賠償請求（東京電力福島第一原発事故・株主代表訴訟）事件

原告 浅田 正文 外40名

被告 勝保 恒久 外 4名

福島第一原発事故による被害状況 (現地進行協議期日での説明資料)

2021年（令和3年）10月21日

東京地方裁判所民事第8部甲合議係 御中

原告ら及び参加原告ら代理人 弁護士 河合 弘之
外26名

本書面では、福島第一原発事故が、ある日突然、人々の生活を奪い、住み慣れた土地から人々を追い出し、村や町全体をまるごと奪い、いまだに元通りに戻らない原発事故被害の状況を説明する。

原発がこのような特殊性（広範囲に甚大で永続的で不可逆な被害をもたらす性質）を有する施設であることは、スリーマイル島原発事故（1979年（昭和54年）3月28日）、チェルノブイリ原発事故（1986年（昭和61年）4月26日）でも明らかになっていた。

このような特殊性を有する施設だからこそ、原発事業者の役員は、原発の安全確保について高度な注意義務を負う。

以下では、被害を受けた多くの地域のうちごく僅かであるが、双葉町、大熊町、浪江町、飯館村の被害状況を紹介する。



(撮影日：2021年5月23日，撮影場所：双葉町，撮影者：刑事訴訟支援団)



撮影日：2020年12月23日，撮影場所：双葉町，撮影者：海渡雄一)



(撮影日：2020年12月23日，撮影場所：双葉町，撮影者：海渡雄一)



(撮影日：2021年5月23日，撮影場所：マリーンハウスふたば，撮影者：刑事訴訟支援団)

争点1 東京電力の取締役に津波に対する安全対策の実施義務を生じさせるような過酷事故発生の予見可能性があったか否か(予見可能性の有無)。

争点1の1 福島第一原発において10m盤(主要建屋の配置された敷地)を少しでも超える津波が襲来した場合、主要建屋に浸水し、非常用電源、設備等が被水する可能性があったか否か(予見対象津波の程度)。

争点1の2 長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試算結果が、東京電力の取締役に對し、福島第一原発において10m盤を超える津波(明治三陸試算結果の津波)を想定した津波対策を義務付ける信頼性のある知見か否か(長期評価の見解及び明治三陸試算結果の信頼性の有無)。また、延宝房総沖試算結果及び貞観試算結果が上記信頼性のある知見か否か(延宝房総沖試算結果及び貞観試算結果の信頼性の有無)。

争点2 被告らに津波対策に係る取締役としての任務懈怠があったか否か(任務懈怠の有無)(主位的主張、(1)と(2)は選択的主張)。

(1) (争点2の1) 被告らにおいて、明治三陸試計算結果の津波等の襲来を想定した過酷事故の防止対策を速やかに指示等すべき取締役としての善管注意義務の違反があったか否か(善管注意義務違反の有無)。

(2) (争点2の2) 被告らにおいて、上記指示等をしなかった不作為が、東京電力をして電気事業法39条1項及び省令62号4条1項に違反させたものといえるか否か(法令違反の有無)。

争点3 被告らに過酷事故に係るリスク管理体制構築義務違反があったか否か(任務懈怠の有無)(予備的主張)。

争点4 任務懈怠と本件事故発生との因果関係の有無

争点5 本件事故により東京電力に生じた損害の有無及びその額

争点1の2 長期評価の信頼性 (知見に求められる信頼性の程度)

「他方で、地震や津波という自然現象は、本質的に複雑系の問題であって、理論的に完全な予測をすることは原理的に不可能である上、実験ができないので過去の事象に学ぶしかないが、過去のデータが少ないという限界がある。したがって、既に確立したと広く考えられている知見に関しても、必ずしも研究者全員の意見が一致するとは限らず、まして、最新の科学的知見には同意しない研究者が存在する。そのため、津波の予測に関する科学的知見に過度の信頼性を求めると、現実に関わり得る津波への対策が不十分となり、原子力発電所の安全性の確保が図れない事態が生じかねない。」(判決要旨5頁、6頁)

「これらを総合的に考慮すると、原子力発電所を設置、
運転する会社の取締役において、対策を講ずることを
義務付けられる津波の予測に関する科学的知見という
には、特定の研究者の論文等において示されたという
だけでは足りないものの、例えば、津波の予測に関す
る検討をする公的な機関や会議体において、その分野
における研究実績を相当程度有している研究者や専門
家の相当数によって、真摯な検討がされて、取りまとめ
が行われた場合など、一定のオーソライズがされた、相
応の科学的信頼性を有する知見である必要があり、そ
れで足りると解すべきである。そのような場合、理学的に見て著しく不合理であるなどの特段の事情のない限り、当該知見に基づく津波対策を講ずることを義務付けられる。」(判決要旨6頁)

「被告ら及び東京電力は、既往津波であるか、理学的根拠から発生がうかがわれるという科学的なコンセンサスが得られている津波のうち、具体的な根拠をもって波源の位置が特定されるなどして一定の期間における発生間隔が算出できるものであることが必要と主張する。

しかし、そのように解すると、一定の領域で大規模な津波地震が発生する蓋然性があると相応の実績を有する多くの研究者や専門家が認識している場合であっても、想定される津波から過酷事故を防止するための対策を一切行わなくても構わない、すなわち、過酷事故の発生を許容することに帰着するが、原子力発電所の高度の安全性確保の重要性に照らし不合理であり、およそ許容できるものではない。」(判決要旨6頁、7頁)

争点1の2 長期評価の信頼性 (長期評価の見解の信頼性について)

「ア 長期評価の見解の取りまとめ主体である地震本部について

地震本部が、国として一元的に地震の評価をなすことを目的として設置された機関であること、長期評価の特徴が、地震防災対策を推進するため、主として科学的な知見で地震活動を客観的に評価するというものであったこと、海溝型分科会、長期評価部会及び地震調査委員会という3段階の議論を経て取りまとめられたものであること、我が国のトップレベルの地震及び津波の研究者が多数集められていたことの各事実に照らせば、長期評価の見解は、一研究者の論文等で示された予測等と同視し得ないことが明らかであり、これらの点だけからしても、一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有するものであった。」

(判決要旨7頁)

「イ 地震本部における議論の過程について

長期評価の見解は、日本海溝の海溝軸付近では低周波地震が発生しており、その大きなものが津波地震であるとの地震・津波の専門家に広く共有されていた認識を背景として、プレートテクトニクス等の地震学等の見地から、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いにおいて、どこでも明治三陸地震と同様の津波地震が発生することを否定できないとしたものであって、**一定の理学的理由を示したといえる。**

議論の過程を見ても、海溝型分科会では、津波地震について、**異論を踏まえた上で、委員が合意できる案が、長期評価の見解として取りまとめられ、長期評価部会及び地震調査委員会でも、委員間での適切な議論を踏まえた上での結論であった。いずれの議論でも、福島県沖日本海溝沿いでは津波地震が発生しないとの意見を述べた者はいなかった。**」(判決要旨7頁)

「このように、長期評価の見解は、海溝型分科会における、過去の被害地震や文献等を踏まえた上での委員間の活発な議論において、異論を踏まえながら意見が集約されていき、慶長三陸地震、延宝房総沖地震及び明治三陸地震の3つの地震を日本海溝沿い領域で発生した津波地震とすること、三陸沖北部から房総沖までの日本海溝沿いを一つの領域とすること、このような地震が同領域のどこでも発生し得ることについて、その後の長期評価部会及び地震調査委員会での議論を経て、反対意見もなく了承されたのであるから、地震や津波の専門家による適切な議論を経た上で合意できる範囲が承認されたものといえる。

そのような審議過程を経て取りまとめられた長期評価の見解は、一研究者の論文等において示された知見と同視し得ないことは明らかであり、この点からも、一定のオーソライズがされた、相応の科学的信頼性を有するものであった。」

(判決要旨8頁)

争点1の2 長期評価の信頼性 (被告ら及び東京電力の主張の検討)

ア 地震学における有力な異論の存在について

地質の違い

南部にはくさび形の付加体(堆積)がない

地形の異なり

南部には海山が見られる



付加体等の地質や地形等と津波地震との関連性を指摘する平成8年谷岡・佐竹論文、谷岡・瀬野論文及び鶴論文などの見解等(付加体説)が存在し、長期評価の見解公表後にも、松澤・内田論文が、同様の見解を発表し、これらに一定の支持があった。

ア 地震学における有力な異論の存在について

「しかし、日本海溝の北部、中部及び南部は、太平洋プレートが北米プレートの下に同じ沈み込み角度で潜り込むというプレートの沈み込み帯であり、造構性浸食型であるという点では、基本的構造は変わらず、長期評価の見解は、これを前提とした上で、北部領域及び南部領域のいずれにおいても津波地震が発生した事実を確認し、同様の津波地震が日本海溝沿いのどこでも発生するとしており、仮に北部領域の付加体等が津波地震の発生と関連性があつたとしても、南部領域の津波地震の発生可能性が否定されるものではない。

また、付加体説は、いずれも仮説にとどまり、定説はなかった上、付加体の存否と津波地震発生との関係を否定する仮説等も存在していたことに鑑みれば、付加体説の存在により長期評価の見解の科学的信頼性が失われるものではない。」(判決要旨9頁)

イ 津波評価技術について

「他方で、津波評価技術は、個別の地震が津波地震かどうかとか、個別の地域における地震の発生可能性や規模について評価を行うことが目的ではなく、委員が評価を加えるなどして地震発生可能性を議論することはなかった上、波源は第2期以降検討するとの整理がされており、この点が、個別の地震が津波地震か否か、個別の地域における地震の発生可能性や規模についての評価を目的とする長期評価との大きな違いであった。…福島県沖日本海溝沿いに波源の設定領域が設けられなかった理由は、既往津波の明瞭な痕跡高が確認されていなかったからであって、津波の理論的な発生可能性が否定されたためではなく、福島県沖で津波地震が起きないとの記載があるわけでも、起きない根拠を示しているわけでもなかった。」(判決要旨10頁)

ウ 地震本部が長期評価の見解の信頼度を C としたことについて

「発生領域の評価の信頼度 C 及び発生確率の評価の**信頼度 C の持つ意味は、データの少なさに由来し、信頼度 A、B と比して不確定要素が強いことを示すものの、科学的信頼性を否定するものではない。**かえって、一番下の評価である D (低い) ではなく、やや低いことを意味する C であったことは、相応の科学的信頼性を有することを示す。」(判決要旨10頁、11頁)

エ 地震研究者等からの批判等について

「他方、科学的知見、殊に地震や津波などの自然現象に関する知見は、その原因及び現象の解明や理解が日々進んでいるものの、不確定なことも多く、すべてが明らかになっているとは到底いい難い状況にあるから、既に確立したと考えられている知見に関しても、必ずしもその分野の研究者において全員の意見が一致するとは限らず、まして、解明や理解が進んでいる最新の知見においては、本質的に、同意しない研究者が存在する。

そうすると、このような長期評価の見解について、他の地震研究者等による異論や批判等があることをもってその信頼性を否定することは、地震本部が設置され、長期評価が取りまとめられた意義を無にするばかりか、原子力事業者が原子力発電所における防災対策を検討するための基礎となる知見が定まらないことにもなりかねず、相当ではない。」（判決要旨 11 頁、12 頁）

才 長期評価の見解が、中央防災会議専門調査会の報告にも、地方公共団体の防災対策にも取り込まれなかったことについて

「中央防災会議専門調査会において、理学的にみて極めて保守的な方針が採用されたのは、その判断が、自治体の防災対策に直結し、税金を原資とする支出を伴う防災対策を義務付けるといふ政策的な理由によるものであった。同調査会において、委員から長期評価の見解の信頼性を前提とした懸念や反対意見が複数提出されたことに照らしても、長期評価の見解が理学的に見て不合理であったことを示すとはいえない。

福島県や茨城県が、防災対策に長期評価の見解を取り込まなかったのは、中央防災会議専門調査会報告が長期評価の見解を取り込まなかったことに加え、一般県民に防災対策の負担を負わせることへの配慮等の政策的判断によるものであったことも想定されるから、これをもって長期評価の信頼性が理学的に見て不合理であることを示すとはいえない。」（判決要旨 12 頁）

カ 保安院も長期評価の見解を安全審査に反映させる必要性を認めていなかったとの主張について

「（ア） 原子力発電所の安全審査の場で長期評価の見解について議論されたことはなく、保安院が公式に長期評価の見解を安全審査に反映させることが不要であるとの見解をとっていたわけではない。

かえって、保安院は、平成14年当時、東京電力に対し、長期評価の見解を踏まえても原子力発電所の安全性が確保されているのか説明を求め、東電土木グループの高尾に対し、福島県沖から茨城沖において津波地震が起こった場合の津波高の計算を求めたが、高尾が拒否したために、結果としてかかる計算がなされなかったに過ぎない。そして、東京電力は、土木学会で確率論的津波ハザード解析に関する研究を行う中で長期評価の見解を取り扱うこととし、これを説明したところ、保安院は、異議を述べなかったというのであり、問題意識を持ちながらも、東京電力の抵抗により妥協したに過ぎないものである。」（判決要旨12頁、13頁）

「（イ） バックチェックルールに基づいて保安院が平成 22 年 12 月に公表した報告書には、平成 21 年 3 月の長期評価の一部改訂は、参考情報とされており、**反映が必要な新知見情報とも、新知見関連情報ともされなかった。**

しかし、この改訂は、茨城県沖の地震の評価に係るものであり、長期評価の見解について変更があったわけではない。改訂の内容も、予測どおりの間隔で発生した地震の記載であって、参考情報とされてしかるべきものであったから、当該評価が、平成 14 年から変更のない長期評価の見解に対してなされたものとは考え難い。」（判決要旨 13 頁）

「（ウ）東京電力は、長期評価の見解に基づき、平成18年9月の東通原発の設置許可申請の基準地震動 S_s の策定にあたり三陸沖北部の日本海溝沿いに正断層地震（昭和三陸地震）を設定して考慮し、また、福島第一原発のバックチェック中間報告の基準地震動 S_s の策定にあたり、三陸沖北部から房総沖の日本海溝沿い領域に、プレート間地震として明治三陸地震、海洋プレート内地震として昭和三陸地震を考慮したが、保安院から、長期評価の見解に信頼性がない、考慮する必要がない、検討する必要がないなどの指摘はされていない。

これは、保安院が、長期評価の見解について、安全審査に反映させる必要性を認めていなかったわけではないことを示す上、東京電力の地震動評価担当の専門部署が、長期評価の見解について、設置許可申請やバックチェックの審査の場において指摘される可能性があり、反映させる必要がある知見である、すなわち、相応の科学的信頼性を有する知見であることを認めていたことを意味する。」（判決要旨13頁、14頁）

キ 長期評価の見解がJNESによる女川原発のクロスチェックに反映されなかったことについて

「東北電力は、平成20年3月までに、**長期評価の見解に従い、女川原発の敷地が完全に浸水するとの試算結果**を得ていたが、耐震バックチェックの津波水位評価に反映させることなく報告し、JNESは、平成22年11月30日、これを妥当なものと判断するクロスチェック解析報告書を取りまとめた。**東北電力が試算結果を報告していなかった以上、JNESが長期評価の見解の信頼性を認めていなかったとはいえない。**」」（判決要旨14頁）

争点2 任務懈怠の有無について

「 原子力発電所の安全性や健全性に関する評価及び判断は、自然事象に関する評価及び判断も含め、極めて高度の専門的かつ技術的事項にわたる点が多いから、**原子力発電所を設置、運転する会社の取締役としては、会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断が著しく不合理でない限り、これに依拠することができ、また、そうすることが相当というべきであり、逆に、会社内外の専門家や専門機関の評価ないし判断があるにもかかわらず、特段の事情もないのに、これと異なる評価ないし判断を行った場合には、その判断の過程、内容は著しく不合理と評価される。」**

(判決要旨15頁、16頁)

武藤決定と本件不作為

「被告武藤は、①相応の科学的信頼性が認められる長期評価の見解及び明治三陸試計算結果について、信頼性及び成熟性が不明であると評価ないし判断した上、②長期評価の見解も踏まえた福島県沖日本海溝沿い領域における地震の取扱いについて土木学会に検討を委託し、その見解が提示されれば、速やかにドライサイトコンセプトに基づく津波対策を実施するとの手順をとる判断をしたが(武藤決定)、③土木学会の見解が提示されるまでの間、10m盤に津波による浸水があり得ることを前提として、明治三陸試計算結果と同様の津波により福島第一原発1号機～4号機の全電源が喪失して炉心損傷ないし炉心溶融に至り過酷事故が発生することを防止するための津波対策を速やかに講ずるよう指示等をしておらず(本件不作為)、その後、その他の被告らも、武藤決定及び本件不作為に係る判断を是認し、上記③のような指示等をしなかった。」(判決要旨16頁)

被告武藤について

「東京電力の津波評価の担当部署(東電土木調査グループ)が、平成20年6月10日及び同年7月31日に開催された会議において被告武藤に説明した内容は、①長期評価の見解について、**理学的には否定できず、地震研究者の間でも相応の支持があり、有力な研究者に確認した結果からも、その信頼性を否定できないこと、②福島第一原発のバックチェックにおいて基準地震Ssの評価には長期評価の見解を取り入れ、東通原発の設置許可申請でも取り入れていながら、福島第一原発の津波評価において取り入れないとする**ことは困難であること、③**他の原子力事業者が、長期評価の見解を取り入れた津波対策を検討中であるのに、東京電力が取り入れないとする**ことは困難であること、④長期評価の見解を前提とした場合には、**明治三陸試計算の波源モデルが合理的であり、当該波源による津波への対策工の検討は必要かつ可能であること**を述べることに主眼があったものであり、要するに、**長期評価の見解及び明治三陸試計算結果を採用して対策工の検討に進むべきであり、それが可能であるとの東電土木調査グループとしての意見を述べたものであった。**」(判決要旨17頁)¹²

「また、酒井は、被告武藤の質問に答える形で、長期評価の見解について明確な根拠は示されておらず明治三陸試計算の信頼性は余りないなどと述べたが、同時に、長期評価の見解を理学的に否定できないことも述べており、主眼とする上記説明内容を否定する趣旨でなかったことは明らかである。

このような経緯に照らせば、被告武藤の上記判断は、社内の専門部署である東電土木調査グループの説明及び意見に依拠したものではなく、これに反する独自の判断であった。被告武藤が、東電土木調査グループの説明に依拠するのであれば、長期評価の見解及びこれに基づく明治三陸試計算結果の相応の科学的信頼性を肯定し、津波対策を速やかに実施する判断をすべきであった。」（判決要旨17頁）

「工事の着手前に、さらに数年かけて土木学会に検討を依頼するという判断をするのであれば、**その間、ウェットサイトとなっている福島第一原発の安全性をいかに確保するのかという問題は、**当該津波が襲来した場合にはクリフエッジ事象により過酷事故に直結する可能性が高く、その場合の被害の甚大さに鑑みれば、**原子力事業者である東京電力にとって、優先順位の高い、緊急の重要案件であって、経営の根幹にも関わるべき問題であった**といえよう。(なお、**このように考えることが、本件事故後の「後知恵」であるというのであれば、それは、突き詰めれば、そのような津波は、防潮堤等の対策が完成するまでの間に、実際には来ないであろうという認識が、東京電力において一般的であった**ということになるが、それは、取りも直さず、本件事故前における、被告ら及び東京電力が原子力事業者として有していなければならない、基本的ともいうべき、**過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものであって、許容できるものではない**といわなければならない。)」(判決要旨18頁、19頁)

被告武藤が武藤決定の方針を専門家に説明して感触を調べるよう指示したことについて

「被告武藤による上記指示は、専門家に真摯な意見を求めることに目的があったのではなく、バックチェックの審査に関与するこれらの専門家からの指摘により長期評価の見解に基づく対応が求められ、福島第一原発の運転継続に支障が生じることがないようにするための、**いわゆる根回しに目的があったと認められる。**」(判決要旨19頁)

被告武黒について

被告武黒は、平成20年8月上旬頃、被告武藤から、大変に高い津波水位が出たなどの報告を受けた。



「被告武黒は、被告武藤に対し、「**大変に高い津波**」の高さ並びに**武藤決定及び本件不作為の方針をとった理由を確認した上**、著しく不合理であった被告武藤の長期評価の見解及び明治三陸試計算に係る評価並びに本件不作為の判断に依拠するのではなく、明治三陸試計算結果と同様の津波の襲来によって、福島第一原発1号機～4号機において、全電源喪失により、炉心損傷ないし炉心溶融に至り**過酷事故が発生することを未然に防止するための津波対策を速やかに講ずるよう指示等をすべき善管注意義務があった。**」

「**そのような指示等をしなかった善管注意義務違反が認められる。**」(判決要旨24頁、25頁)

被告勝俣について

御前会議

「この会議は、常務会等で意思決定する前段階として、バックチェック等に関する重要案件につき、関連部署が経営層の耳に入れておくべきと考えている事項について、情報共有を図ることを目的とするものであって、担当部署としては、何ら指摘がなかった事項は、社長や会長に説明済みで、その方向性での検討を進めて構わないものと認識してしかるべき位置付けであり、また、原子力・立地本部において問題のある業務執行がなされていた場合にはここで是正され、問題がなければそのまま進行させるという方法により、福島第一原発のバックチェックが進められていた。そのような位置付けに照らすと、御前会議は、東京電力における業務執行に関する重要な会議と評価すべきであり、社長や会長などの取締役がこれに出席して意見を述べることは、単なる私的な言動ではなく、取締役の業務執行としての行為と見るほかはない。」(判決要旨26頁、27頁)

平成21年2月11日の御前会議

「福島第一原発の津波バックチェックについての報告がされる中で、津波評価技術に基づく津波高計算でかさ上げが必要となるのは、福島第一原発5号機及び6号機の4m盤上の非常用海水ポンプのみであるが、津波評価技術の手法の使い方をよく考えて説明しなければならない、**もっと大きな14m程度の津波が来る可能性があるという人もいて**、前提条件となる津波をどう考えるか、そこから整理する必要があるという発言(**吉田発言**)がされ、これをめぐる議論が行われた。

議論では、**14m程度の津波が来る可能性があるというのが相応の権威のある機関の見解であること**、かかる津波の襲来により、福島第一原発及び東海第二原発で津波が敷地に遡上することになるが、**東海第二原発を設置、運転する日本原電はこれに対応するための改造を検討中であること**、東京電力は、日本原電とは異なり、直ちに津波対策工を実施しておらず、かかる津波の取扱いを検討中であること等についての説明がされたか、これが前提となっていた。」(判決要旨27頁)

「そうすると、被告勝俣及び被告清水としては、14mの津波の襲来可能性の見解を述べているのが、他の原子力事業者も対策を迫られるような相応の権威がある機関であること、津波対策が新たに実施されない限り、14mの津波が福島第一原発1号機～4号機に襲来した場合に過酷事故が発生する可能性があることを認識したから、14mの津波の襲来可能性があるとする見解の信頼性ないし成熟性が不明であるとして速やかな津波対策を講じない原子力・立地本部の判断に著しく不合理な点がないかを確認すべき義務があり、そのような確認をしていれば、当該見解が地震本部による長期評価の見解であること、明治三陸試計算結果、武藤決定及び本件不作為についていずれも認識し、これにより、原子力・立地本部の本件不作為の判断が著しく不合理なものであることを容易に認識し得た。」(判決要旨27頁)

「原子力・立地本部の判断が著しく不合理なものでないかどうかについて、調査・確認することなく、これを信頼したことは、取締役の善管注意義務の観点からは、許されるものではない。」(同30頁、31頁)

任務懈怠についてのまとめ

「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事
故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的
知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの
度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかとい
う、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められ
る安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、
ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが
得ている情報を明らかにすることなく・・・いかにできるだけ
現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の
良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいか
にして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐
心してきたことが浮き彫りとなる。」(判決要旨31頁、32頁)

「そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかったものである。このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。」(判決要旨32頁)

争点4 任務懈怠と本件事故発生との因果関係について(水密化)

次の①～④によると、東京電力の担当部署にとって、10m盤を超える高さの津波が襲来することを前提とした場合に速やかに実施可能な津波対策として、**主要建屋や重要機器室の水密化は、容易に着想して実施し得た措置であった**ものといえることができる。

①東京電力は、平成3年の福島第一原発1号機における**屋内海水漏えい事故**を受け、各号機の内部溢水対策として、一部の重要機器室の入口扉の水密化、原子炉建屋(R/B)1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化等の措置をとったこと

②東京電力が平成18年5月に**溢水勉強会**で行った報告では、全電源喪失を想定した建屋の代表的な浸水経路として、タービン建屋(T/B)の大物搬入口、給気ルーバー及びサービス建屋(S/B)入口等が挙げられていたこと

③日本原電は、東海第二原発において、平成21年9月までには、建屋内の防水扉対策、防潮シャッター対策及び防潮堰対策といった敷地への浸水を前提とした津波対策を完了し、日本原電の担当者と東京電力の担当者とは、長期評価の見解や貞観津波への対応を巡って密に打合せを行うなどして、日本原電が長期評価の見解に基づく津波を想定した水密扉の設置を検討していることが東京電力にも明らかにされていたこと

④中部電力は、浜岡原発において、遅くとも平成15年9月までには、原子炉建屋出入口に腰部防水構造の防護扉を設置しており、また、平成20年2月13日、保安院に対し、津波対策として建屋やダクト等の開口部からの浸水への対応を進めていることや、海水ポンプ周りに防水壁設置案を検討することを報告し、東電土木調査グループも、同年12月には、阿部教授から当該情報を得ていたこと

水密化として、具体的に、どのような措置がなされたと考えられるか

「本件事故後、東京電力によって、柏崎刈羽原発における敷地に遡上する津波の対策として、①原子炉建屋(R/B)とタービン建屋(T/B)の開口部(ルーバ等)の防潮板又は防潮壁の設置、②原子炉建屋(R/B)とタービン建屋(T/B)の扉の水密化、③原子炉建屋(R/B)内とタービン建屋(T/B)内の壁の貫通部(配管や電気ケーブル等)の止水処理が行われており、これらの措置について、東京電力の担当部署は、主要建屋のある敷地に津波が遡上することを前提とした津波対策の必要性を認識した後には、特段の時間も要せず、自然に発想して実施したことが認められる」(判決文383頁、384頁)

→これは主に乙B94(弁86号証)及び乙B95(弁87号証)(いずれも検面調書。供述者は東電社員の大山嘉博氏)に基づく認定であり、刑事事件でも同様の認定が十分に可能である。

水密化に要する期間

- ・保安院や福島県への説明、建築確認申請手続に約2か月
- ・柏崎刈羽原発における本件事故後の実施例に照らし、
防潮壁は、合計1年4か月
計画・設計に約6か月、設置工事期間に約10か月
- 防潮板は、計画・設計から設置までに約2か月
- 扉の水密化は、合計1年
計画・設計に約5か月、工事に約7か月
- 貫通部の止水処理は、手戻りなく行われた場合、2年程度
- 機器ハッチの止水処理は、約2年を超えるとは考え難い。
- ・水密化措置については、合計2年程度と認められる。
(判決要旨40頁、41頁)

→ 柏崎刈羽原発の事例については、主に、刑事事件で証拠となっている上津原氏の調書と大山氏の調書に基づく認定であり、刑事事件でも同様の認定が十分に可能である。

水密化を実施するに際し、 どのような浸水深を想定した可能性があるか

「これらの事実及び本件事故後の柏崎刈羽原発の津波対策においても、波力として一律10mの浸水深の静水圧の3倍を想定したことに照らすと、東京電力の担当部署が、本件事故前において建屋等の水密化を実施した場合も、**想定される浸水深の3倍の静水圧を見込んで波圧を評価することになったと考えられ**、明治三陸試計算結果に基づき算出された浸水深を想定しても、上記事情を考慮した相応の余裕をもった条件で設計した可能性が十分に考えられる。」(判決要旨38頁)
「」

水密化を実施するに際し、 どのような浸水深を想定した可能性があるか

「さらに、5m程度の浸水深を前提とした建屋及び重要機器室の水密化の各措置の設計を担当する技術者としては、建物や扉の耐水圧について、想定した条件に対し、**1.5倍ないし2倍程度の余裕をもった安全率をとったエンジニアリングジャッジをして設計するのが通常であること(証人後藤(反対尋問調書4頁)、証人渡辺(反対尋問調書24頁、25頁))**からすれば、5m程度の浸水深を前提とした建屋及び重要機器室の水密化の各措置を発注した場合であっても、7m～10m程度の浸水深の津波には耐えられる強度の仕様とされる可能性が高いというべきである(なお、構造物の構造部分ではない隙間のシール部分は、想定条件の2倍、3倍は耐える事ができるから、通常は、そのような余裕を持ったエンジニアリングジャッジをするまでもない(証人後藤(反対尋問調書37頁、38頁)))」(判決文392頁)。

上申書で求めていること

1 新たな重要証拠を採用すること

(1) 最高裁判決について

- ・判決(多数意見は長期評価の信頼性を前提にしている。
また、三浦裁判官の反対意見が重要。)

(2) 東電株主代表訴訟について

- ・判決
- ・被告ら4名の本人尋問調書
- ・渡辺証人の尋問調書と関連書証
- ・後藤証人の尋問調書と関連書証
- ・両名作成の回答書(尋問後に提出)
- ・現地進行協議報告書

2 公判期日を開くこと

上記の証拠の採用・取り調べのため、公判期日を開くべきである。